

中国ビジネス・ローの最新実務 Q & A

第15回

中国におけるファイナンス・リース契約をめぐる法律上の問題点(その2)

黒田法律事務所 黒田 健二、黒須 克佳

Kenji Kuroda, Katsuyoshi Kurosu / Kuroda Law Offices

今回も前回に引き続き、中国におけるファイナンス・リース契約をめぐる法律問題を取り上げることとする。前回は日本企業がサプライヤーやリース料債権の保証人として、当該契約に関わる場合に生じる法律問題について取り上げたが、今回は、日本企業が合弁当事者となって中国において設立した合弁会社がユーザーとなるファイナンス・リース契約に関して生じる問題について取り上げることとする。

一 売主の売買契約上の義務の不履行とユーザーの救済手段

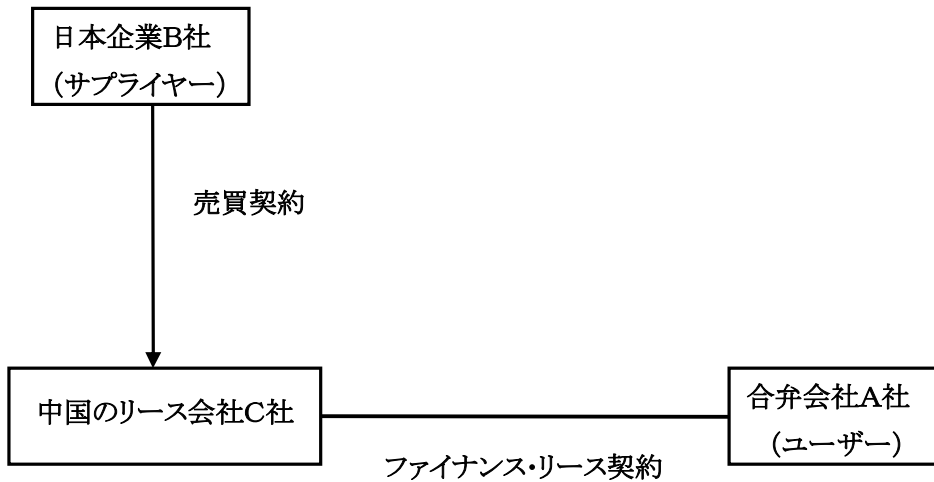
Q1 合弁会社A社は、日本企業B社の製造する機械設備について、中国のリース会社C社とファイナンス・リース契約を締結しました。中国のリース会社C社は、日本企業B社と売買契約を締結し、当該機械設備は、合弁会社A社の生産工場に設置されました。(図1参照)

しかし、当該機械設備の附属品の数量が不足していました。合弁会社A社は、日本企業B社に対して直接、不足分の引き渡しを請求することができるでしょうか。

A1 合弁会社A社は、不足分の引き渡しを日本企業B社に直接、請求することができます。

もともと、売主である日本企業B社の義務は日本企業B社と中国のリース会社C社との売買契約によって決まります。附属品の数量不足についても、当該売買契約に規定された数量に照らして不足している場合に限り、合弁会社A社は不足分の引き渡しを請求することができることとなります。

(図1)



中国の契約法第237条は、「ファイナンス・リース契約とは、売主(サプライヤー)及び賃貸物(リース物件)に対する賃借人(ユーザー)の選択にしたがい、賃貸人(リース会社)が賃貸物(リース物件)を購入して賃借人(ユーザー)に提供し、賃借人(ユーザー)が賃借料(リース料)を支払う契約をいう」(カッコ内は筆者らが付加)と定義している。このようにファイナンス・リース契約は、賃貸人(リース会社)と賃借人(ユーザー)との間の契約であり、サプライヤーは当該契約の当事者ではない。したがって、サプライヤーはユーザーに対しては契約上の義務を負わないはずである。しかし、リース物件の品質や数量などの状態、あるいはサプライヤーの売買契約上の義務の履行状況について関心を寄せているのは、リース会社ではなくユーザーである。他方、リース会社が関心を寄せているのはリース料の支払である。サプライヤーの売買契約上の義務については、関心は低い。そこで、中国の契約法第239条は、「賃貸人(リース会社)が、賃借人(ユーザー)の売主、賃貸物(リース物件)に対する選択に従い売買契約を締結し、売主(サプライヤー)は約定にしたがい賃借人(ユーザー)に目的物(リース物件)を交付しなければならず、賃借人(ユーザー)は目的物(リース物件)の受領に関する買主の権利を有するものとする」(カッコ内は筆者が付加)と規定している。したがって、上記のQ&Aのように、リース物件の付属品の数量が不足している場合は、ユーザーはサプライヤーに対し、直接、不足分の引渡を請求することができる。また、サプライヤーが、リース物件本体の引渡義務を履行しない場合にも、ユーザーは、サプライヤーに対し、直接、当該リース物件本体の引渡を請求することができる。

ところで、サプライヤーの義務はリース会社との売買契約にしたがって決まることになる。中国の契約法第239条は、「売主(サプライヤー)は約定にしたがい賃借人(ユーザー)に目的物(リース物件)を交付しなければなら(ない)」と規定しているが、この「約定」とは、サプライヤーとリース会社との売買契約である。したがって、ユーザーは、リース会社とファイナンス・リース契約を締結した後、リース会社がサプライヤーと締結する売買契約の内容が自社の要求する品質基準、数量その他の条件を備えているか、自社が買主となる売買契約と同様に厳格に検討する必要がある。

二 リース物件の修理義務

Q2 合弁会社A社は、日本企業B社の製造する機械設備について、中国のリース会社C社とファイナンス・リース契約を締結しました。中国のリース会社C社は、日本企業B社と売買契約を締結し、当該機械設備は、合弁会社A社の生産工場に設置されました。(図1参照)

しかし、当該機械設備を稼働させ生産を開始したところ、当該機械設備に不具合が生じてしまい、修理しなければならなくなりました。当該機械設備は、構造が複雑なため、日本企業B社でなければ修理することができません。合弁会社A社は、日本企業B社に対し修理するよう求めることができるのでしょうか。

A2 合弁会社A社は、日本企業B社に対して、当該機械設備を修理するよう求めることができます。

中国の契約法第247条第2項は、「賃借人(ユーザー)は、賃借物(リース物件)の占有期間におけるメンテナンス・修理義務を履行しなければならない」と規定している。(注1)この規定は、同法第220条が通常の賃貸借における賃貸人のメンテナンス・修理義務について、「賃貸人は、賃貸物のメンテナンス・修理義務を履行しなければならない」と規定している関係で、ファイナンス・リース契約においては、賃貸人(リース会社)は、メンテナンス・修理義務を負わないことを明確にする趣旨であると思われる。したがって、リース会社は、ユーザーに対して修理義務を負わない。

では、サプライヤーがユーザーに対し修理義務を負うのであろうか。サプライヤーは上述したとおり、リース会社との売買契約の売主としての義務を負う。そこで、売買契約の売主は買主に対して目的物に対する修理義務を負うかが問題となるが、中国の契約法は第130条以下で、売買契約について規定している。同法第153条は、「売主は、定められた品質基準にしたがい目的物を交付しなければならない。売主が目的物に関する品質の説明を提供した場合、引き渡される目的物は、当該説明の品質基準に合致していなければならない」と規定している。また同法第155条は、「売主が引き渡した目的物が、品質基準に適合していない場合、買主は本法第111条の規定にしたがい相手方に違約責任を求めることができる」と規定している。さらに、同法第111条は、「品質が約定に適合しないときは、当事者の約定にしたがい違約責任を負わなければならない。違約責任に関しての規定がなく、または約定が不明確であり、本法第61条(注2)の規定によっても確定できないときは、被害者は目的物の性質及び損失の程度に応じ、修理、交換、再履行、返品、価格または報酬の減額などの違約責任を合理的に選択して相手方に請求することができる」(注は筆者らが付加)と規定している。売買契約の売主は買主に対して目的物に対する修理義務を負うものとされている。

ところで、同法第239条は、「賃貸人(リース会社)が、賃借人(ユーザー)の売主、賃貸物(リース物件)に対する選択にしたがい売買契約を締結し、売主(サプライヤー)は約定にしたがい賃借

人(ユーザー)に目的物(リース物件)を交付しなければならず、賃借人(ユーザー)は目的物(リース物件)の受領に関する買主の権利を有するものとする」(カッコ内は筆者らが付加)と規定しており、受領に関する買主の権利以外の権利はユーザーには帰属しないようにも思えるが、ユーザーは、売主に対する修理請求権も有すると一般に解されている。(注3)したがって、サプライヤーはユーザーに対しリース物件の修理義務を負う。

三 リース料債権の譲渡と相殺の抗弁

Q3 合弁会社A社は、中国のリース会社B社と日本のリース会社C社との間で締結された日本企業D社をサプライヤーとするファイナンス・リース契約により中国のリース会社B社が日本のリース会社C社からリースを受けた機械設備について、中国のリース会社B社から転リース(ファイナンス・リース契約)を受けました。(図2参照)

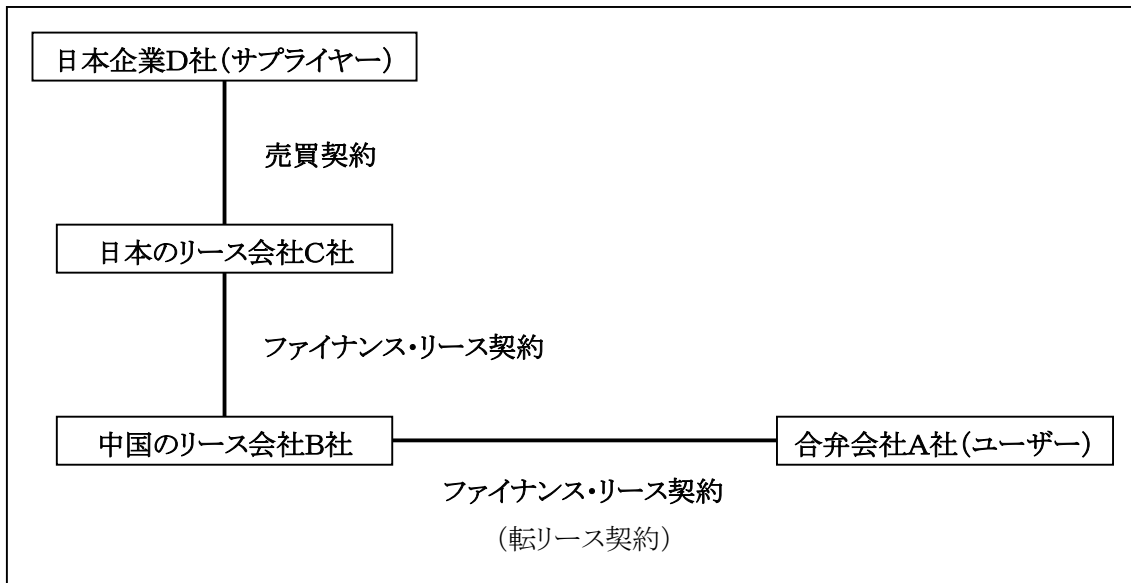
日本のリース会社C社は、中国のリース会社B社に対するリース料債権(以下、「原リース料債権」といいます)を担保するため、中国のリース会社B社の合弁会社A社に対するリース料債権(以下、「転リース料債権」といいます)を譲渡する旨、中国のリース会社B社と合意しました。(図3参照)なお、債権譲渡後も、合弁会社A社は中国のリース会社B社に、中国のリース会社B社は日本のリース会社C社に、従前通りリース料を支払う旨を合意しました。また中国のリース会社B社は合弁会社A社に転リース料債権の譲渡通知はしました。他方、合弁会社A社は、中国のリース会社B社に対し、リース料の10分の1の金額の信託預金債権を有していたことから、転リース料債権を担保するため、中国のリース会社B社とファイナンス・リース契約を締結する際に、この信託預金債権についてリース料を全額支払わない限り返還を受けることができない旨、合意しました。なお、この合意については、日本のリース会社C社には知らされませんでした。

その後、合弁会社A社は転リース料債権について契約通り弁済し、最終期のリース料を残すのみとなりましたが、中国のリース会社B社は、原リース料債権について、弁済に窮し3期分の弁済を怠っています。そのため、日本のリース会社C社は、転リース料債権は日本のリース会社C社に譲渡されたことを主張し、合弁会社A社に対し、最終期のリース料を全額支払うよう請求してきました。

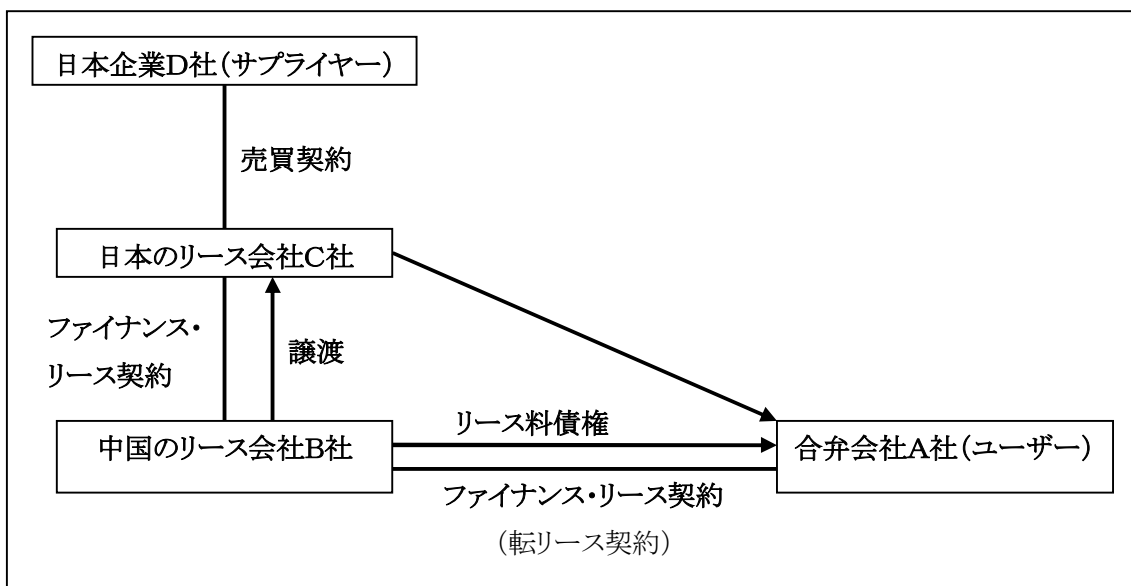
合弁会社A社としては、中国のリース会社B社は、支払能力不足のため、信託預金を合弁会社A社に返還できないのではないかと懸念があります。そこで、最終期のリース料について信託預金との対等額で相殺し、弁済を拒否したいと考えていますが、可能でしょうか。

A3 合弁会社A社は、相殺を主張することはできず、信託預金との対等額の限度で、全額または一部の弁済を拒否できません。

(図2)



(図3)



ファイナンス・リース契約においては、賃貸人(リース会社)は、通常金融機関である。中国においては、2000年6月30日に、「ファイナンス・リース会社に関する管理弁法」が交付、施行され、第2条には、「本弁法におけるファイナンス・リース会社とは、中国人民銀行に許可され、ファイナンス・リース業務を主な取扱業務とするノンバンク金融機構のことをいう」と規定されている。そのため、ファイナンス・リース契約は、そもそもリース物件を実質上、担保とする方式であるが、リース会社は、その他に保証人などの担保を設定するよう求めてくるのが通常である。容器のQ&Aでは、中国リース会社B社は、合弁会社A社の信託預金債権が担保とされている。

ところで、この問題は、債権譲渡と抗弁権の問題として一般化できる問題であるが、以下の解説では、債務者をユーザー、債権の譲渡人を転リース会社、債権の譲受人を原リース会社として説明する。

上記の信託預金はユーザーに対するリース料債権(以下「転リース料債権」という)の担保とされているが、上記のQ&Aのケースでは、最終期のリース料を弁済すれば、ユーザーは信託預金の弁済を受けることができる。ユーザーとしては、リース会社の支払能力に問題がないのであれば、転リース料債権が譲渡されても、残額を原リース会社に弁済し、信託預金を別途、転リース会社に返還するよう請求すればよいのであるが、上記のQ&Aのように、転リース会社に支払能力に不安が生じた場合には、仮にリース料を弁済した後で信託預金の返還を転リース会社に求めると、ユーザーは信託預金債権が焦げ付くリスクを負担しなければならないことになる。したがって、ユーザーとしては、リース料債権について、信託預金との対等額の限度で相殺する旨、主張したいところである。

しかも債権譲渡は、中国法においても日本法と同様に、債務者の承諾なしに譲渡することが可能である。(注4)したがって、ユーザーのあずかり知らぬところでリース料債権が譲渡され、その後、転リース会社が支払能力を失った場合に、支払能力不足の危険を負担しなければならないとすれば、ユーザーにあまりにも酷である。

他方、現在の契約法が交付されるまで、債権譲渡後に債務者は債権の譲渡人に対する債権を自働債権とする債権の譲受人に対する相殺の抗弁が認められるかについては、中国の法律に明確な規定は存在しなかった。しかし、契約法第82条は、「債務者は債権譲渡の通知を受領した後に、譲渡人に対する抗弁を譲受人に対して主張することができる」と規定している。したがって、債務者が債権譲渡の通知を受領したあと、債務者は譲渡人に対する抗弁を譲受人に主張できる。もっとも同法第83条は、「債務者は、債権譲渡の通知を受領した後に、譲渡人に対して債権を有し、かつ、債務者の債権が譲渡される債権より先に、または、同時に期限が到来するときは、譲り受け人に対して相殺することを主張できる」と規定している。したがって、債務者が債権譲渡の通知を受領した際に、債務者が譲渡人に対し債権を有し、かつ債務者の債権が譲渡された債権より先に期限が到来し、または同時に期限が到来する場合、債務者は譲受人に対して相殺を主張することができるとなっているが、上記のQ&Aのように、反対債権(上記のQ&Aでは、信託預金債権)についてリース料を全額支払わない限り、返還を受けることができない旨、合意している場合は、相殺を主張する段階では、まだ期限が到来していないので、ユーザーは、相殺を主張することはできないと思われる。

なお、関連する各契約が契約法の発行前に締結されたものである場合どうなるであろうか。それまでに法律において明確な規定がなかったことに鑑みると、中国の法院(裁判所)は契約法の規定にしたがって判断する可能性が高いものと思われる。

では、ユーザーが当該債権譲渡について異議を留めずに承諾した場合、たとえば上記のQ&Aで、日本のリース会社C社と中国のリース会社B社との間の債権譲渡契約に、合弁会社A社も債務者として、当該譲渡契約成立後は、日本のリース会社にリース料を弁済する旨、合意するとともに、信託預金については、何ら触れなかった場合はどうであろうか。(注5)中国の契約法では、「異

議を留めない承諾」という概念がないため、裁判になったときに、最終的にどのように判断されるかは不明である。筆者らは、この点について中国の弁護士から「法院は債務者は抗弁権を放棄したと判断する可能性もある」との意見を聞いたことがある。いずれにしても、ユーザーが債権譲渡契約に譲渡を承諾する旨、合意するのであれば、相殺の抗弁権を主張する可能性があることを明示しておくべきである。

注

1. 契約法の中国語原文では、「メンテナンス・修理義務」について、「維修義務」という言葉を使用している。「維修」という言葉には、日本語の「維持」あるいは「メンテナンス」と「修理」という意味が込められていると考える。市販されている中国の契約法の日本語訳文の中には、「維修義務」を「メンテナンス義務」とするものや「修理義務」とするものも見受けられるがどちらも正しくないと考える。なお、ユーザーの修理によってリース物件の価値が増大した場合の処理がどうなるかについては、法律には、明文の規定はない。
2. 補充契約に関する規定である。「契約の効力発生後、当事者が品質、価格、または報酬、履行場所などの内容について当事者間の約定がないか、または約定が不明確な場合は、補充協議を行うことができる。補充契約が成立しなかった場合は、契約の関連条項、または取引の慣習に従って約定するものとする」と規定されている。
3. 「合同法相關術語詞語詳解」(人民法院出版社)276頁。
4. 契約法第79条は、「債権者は、契約の権利の全部または一部を第三者に譲渡することができる」と規定している。また同法第80条は、「債権者が権利を譲渡するときは、債務者に通知しなければならない。通知していない当該譲渡は債務者に対する効力を有しない」と規定している。
5. 日本法によると、民法第468条により、債務者は異議を留めずに承諾したものとして、譲受人に対抗することができないものとされている。